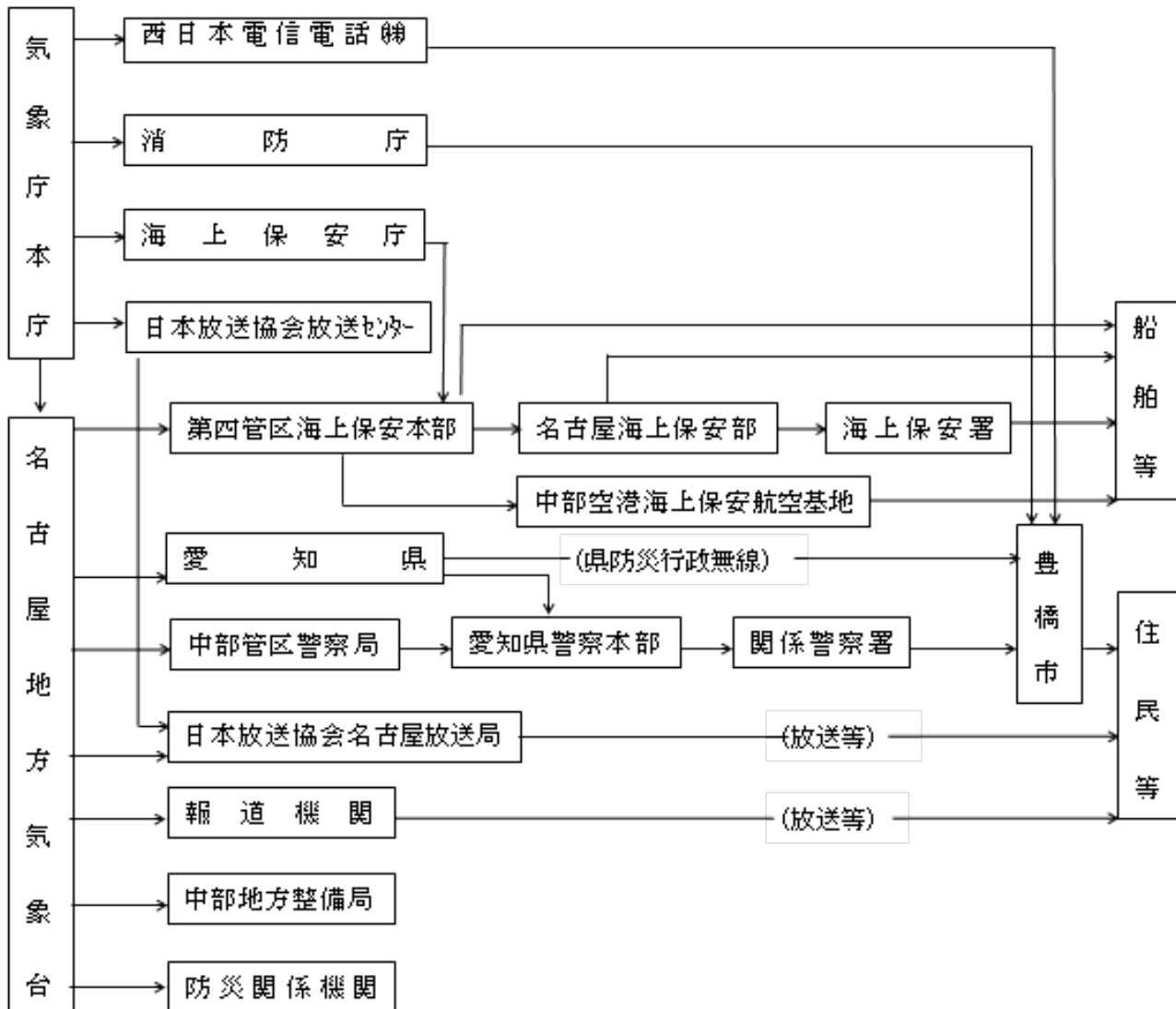


第12 津波情報等の収集・伝達

1 津波に関する情報等の収集

津波に関する情報等の収集については下記の図のとおりです。



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

「豊橋市地域防災計画」より抜粋

2 津波情報等の伝達

(1) 津波に関する情報

津波に関する情報は気象庁または名古屋地方気象台により、地震が発生してから約3分を目標に以下のとおり発表されます。

表9 津波警報・注意報について

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(※) 大津波警報は、特別警報に位置付けられる。

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

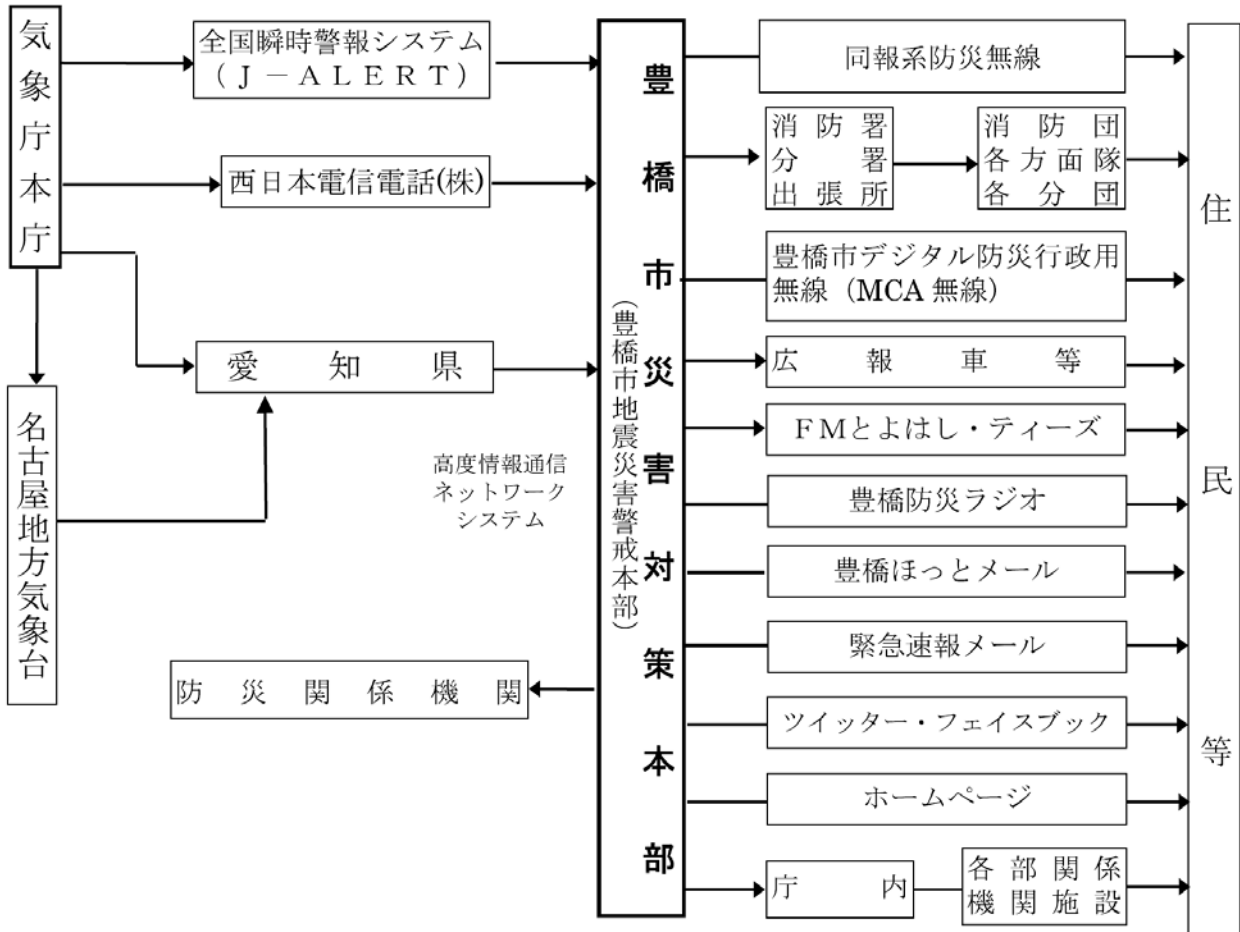
「豊橋市地域防災計画」より抜粋

(2) 津波に関する情報の伝達方法

気象庁や名古屋地方気象台から発表される津波警報等の伝達を受けた時、又は伝達ルートに関係なく津波に関する情報を覚知した場合は、同報系防災無線や緊急速報メール等により、避難に関する情報を迅速に住民等に伝達するものとします。

津波に関する伝達ルートは下記の図のとおりです。

図 1 7 津波に関する情報の伝達ルート



- (注) 1 伝達方法名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供装置による。
 2 西日本電信電話(株)には、警報についてのみ伝達を行う。

「豊橋市災害対策実施要領」より抜粋

3 津波に関する避難の情報

津波災害に関する避難の大原則として、津波浸水想定区域等において、これまでに経験したことのない強い又は長い地震の揺れを感じた場合には避難指示等を待つことなく、自己の判断で即座に避難を開始することが必要です。一方で市は避難行動を促し、また明治三陸地震（1896）のように激しい揺れを伴わない津波地震や遠地地震による津波に際しても被害が最小化されるよう以下のとおり避難指示等を発令します。

(1) 避難に関する情報の種類

どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令します。

ただし、我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるため、その場合はこの「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを考慮し、段階的に「避難指示」を発令することとします。

(2) 避難指示の対象区域

- ①大津波警報：最大クラスの津波により、浸水が想定される地域を対象とします。
- ②津波警報：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって、浸水が想定される地域を対象とします。
- ③津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とします。

(3) 避難指示等の解除

避難指示の解除については、大津波警報、津波警報、津波注意報が全て解除された段階を基本として、解除するものとします。

浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が全て解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとします。

参照：『避難情報に関するガイドライン（内閣府）』